

仕 様 書

1 件 名

令和7年度食品検体、感染症検体等搬送業務委託（単価契約）

2 委託業務の概要

受託者は、岡山県が提示する食品収去検体等搬送計画に基づき、岡山県保健所（保健所支所を含む、以下「県保健所」という。）が採取した検体入り搬送バッグ等を岡山県備前保健所検査課または岡山県環境保健センター（以下「検査課等」という。）へ速やかに搬送する。

また、食中毒や感染症が発生した場合等に、県保健所が採取した検便検体又は感染症検体等が入った搬送バッグ等を検査課等へ速やかに搬送する。

なお、搬送後の空の搬送バッグ等は県保健所に返却する。

3 履行場所 岡山県備前保健所外9箇所他

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日 まで

5 予定数量（回数は見込みであり、増減する場合がある）

別添「配送予定回数一覧」のとおり

6 委託業務の内容及び運搬条件

(1) 委託者からの搬送の依頼

ア 収去、試買検体搬送

・搬送計画は実施月の前月25日までに搬入日程等を受託者に連絡する。

ただし、4月の搬送については予定日当日午前9時までに受託者に指示する。

・連絡後、搬送計画（搬入予定日等）に変更やキャンセルが生じた場合は、予定日当日の午前9時までに受託者に指示する。

イ 食中毒等検体搬送

・食中毒等発生時には、その都度受託者に連絡する。

ウ 感染症検体搬送

・感染症発生時には、その都度受託者に連絡する。

(2) 搬送（保健所検体搬送）

ア 共通事項

・検体が格納された搬送バッグ等（以下「車両積載物」という。）を車両に積み、県保健所から検査課等に搬送する。

・搬送の際、車両積載物は開封しないこと。

イ 収去、試買検体搬送

・県保健所からの搬送は、原則として集荷・配送日の当日午後1時に指定した県保健所に1台ずつ車両を配車・待機し、車両積載物を県保健所で受け取り出来次第出発し、1時間半を目処に検査課等へ到着するものとする。但し、配車については検体の収去状況等により変更となる場合があり、その際は事前に委託者から配車時間について連絡するものとする。なお、1台の配車で複数の集荷先を回ることが効率的と判断される場合は、県と受託搬送業者で協議の上、1台で複数箇所の集荷も認める。

・渋滞等で検査課等への到着予定時間より30分以上遅れる場合、受託者は電話等により検査課等へ連絡すること。

・受託者は、検査課等に到着後、受付職員に車両積載物を渡し、搬送確認として、「搬送実績報告書」に記入のうえ受付職員の記名又は押印を受けること。

ウ 食中毒等検体搬送

・食中毒等の緊急時における搬送は、保健所への配車時刻に関して上記以外の時間を指

- 定する場合があります、これについては委託者と受託者の間でその都度協議して決定する。
- ・受託者は、県内に配送事務所が複数ある場合には、県保健所への配車及び検査課等への搬送に係る時間が短時間となるよう、各事務所と保健所間の移動距離が、極力短くなるよう配慮すること。

エ 感染症検体搬送

- ・感染症検体の搬送は、保健所への配車時刻は委託連絡後 2 時間以内とするが、別に指定する場合は委託者と受託者の間でその都度協議して決定する。

(3) 車両積載物の返却

- ア 搬送バッグ等の返却については、検査課等から搬送バッグを積み、指定した保健所を巡回し返却する。この場合、午後 5 時まで返却を終了すること。
- イ 渋滞等で保健所への到着が午後 5 時を過ぎる場合、受託者は電話等により搬送先の保健所へ連絡すること。
- ウ 受託者は、搬送確認として「搬送実績報告書」を帰社後に委託者へ F A X にて送付し、後日原本を提出し、委託者の確認を受けること。

7 県保健所及び検査課等の所在地

(1) 県保健所

- ・備前保健所 岡山市中区古京町 1-1-17
- ・備前保健所東備支所 和気郡和気町和気 487-2
- ・備中保健所 倉敷市羽島 1083
- ・備中保健所井笠支所 笠岡市六番町 2-5
- ・備北保健所 高梁市落合町近似 286-1
- ・備北保健所新見支所 新見市高尾 2400
- ・真庭保健所 真庭市勝山 591
- ・美作保健所 津山市椿高下 114
- ・美作保健所勝英支所 美作市入田 291-2

(2) 検査課等

- ・岡山県環境保健センター 岡山市南区内尾 739-1
- ・備前保健所検査課 (上に記載した備前保健所の同一施設内 5F)

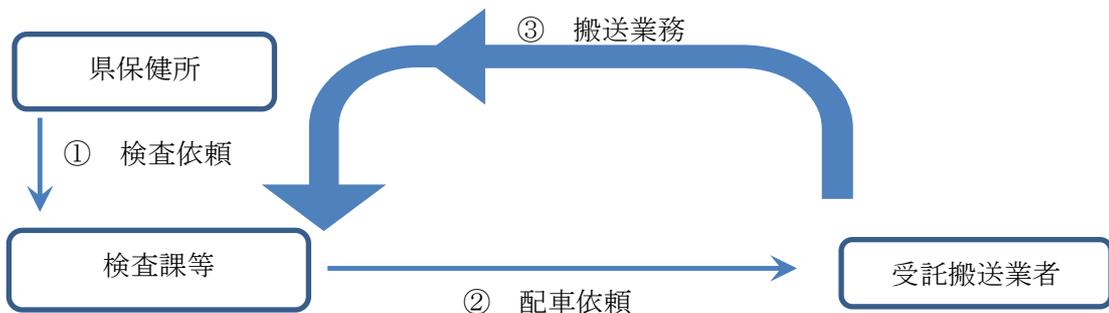


図1 搬送イメージ(収去、試買検体搬送)

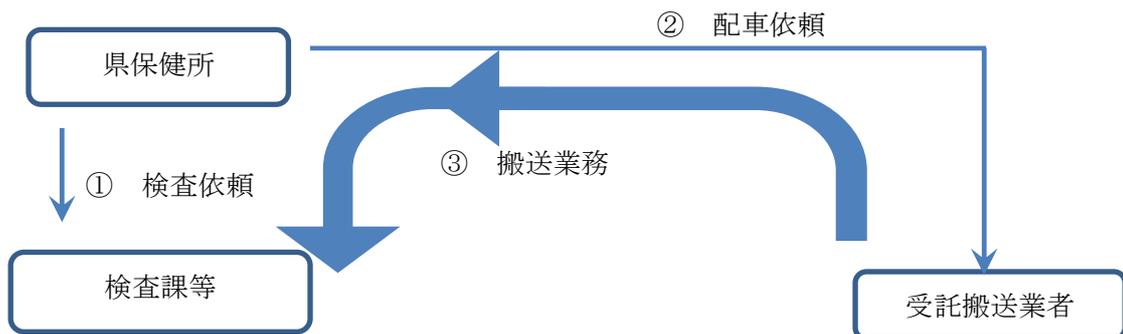


図2 搬送イメージ(食中毒、感染症等検体搬送)

8 使用車両

- (1) 積載重量 0.35トン以上2トン以下であること。
- (2) 庫内寸法は W1320 mm以上×H1150 mm以上×D1720 mm以上とし、搬送バック（W430 mm×D270 mm×H340 mm）が5個以上積載できること。車両積載物が庫内で転倒等しないように固定できる措置が取れること。なお、使用車両は、バンやパネルバン等の雨やほこり、直射日光から守ることができる構造を有していること。

9 車両管理

- (1) 搬送車は、常に清潔を保つとともに衛生管理を徹底すること。
- (2) 業務処理に必要な器具等（車両清掃に係る洗剤、ブラシ等）に係る費用は、受託者の負担とする。
- (3) 使用する車両は、自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険に加入していること。

10 緊急対応

- (1) 受託者は、搬送業務の履行に伴い人身、対物、車両等の事故が生じた場合には、関係諸法令に基づいた措置をとるとともに、直ちにその状況を委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 検体搬送バッグ等の破損が生じた場合には、速やかに委託者に連絡をとり、指示を受けること。
- (3) 前記(1)(2)の事故処理に当たっては、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した「事故等報告書」をもって、速やかに委託者に報告すること。
- (4) 事故処理に係る事務処理費用及び賠償金額は、すべて受託者が負担すること。搬送バッグ等を破損した場合は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償すること。
- (5) 事故処理が完結したときは、その旨を速やかに文書で委託者に報告すること。

11 注意事項

- (1) 搬送員は、搬送時間までに車両の点検整備を行い、検体等の搬送に万全を期すこと。
- (2) 搬送員は、清潔な服装で、車両積載物を扱うこと。
- (3) 搬送に当たっては、車両積載物の中身が食品等の試験検査用検体であることをよく認識し、搬送品の転倒防止等の取り扱いに最善の注意を払うこと。また、感染症検体や検便検体を搬送する際には、搬送終了後に手洗いをを行う等、搬送員の衛生確保に努めること。
- (4) 各施設の敷地内は徐行運転とし、事故防止に細心の注意を払うこと。

12 受託者の責務

- (1) 履行上の注意
 - ア 受託者は、本事業を遂行するに当たり、関係法令を遵守し、安全運転に努めること。
 - イ 受託者は、労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難とならないよう予め体制を整えておくこと。
- (2) 秘密厳守
受託者は、業務で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約解除及び期間満了後においても同様とする。
なお、受託者は、業務従事者の雇用に際し、雇用通知書等に該当内容を盛り込むとともに、適時研修を実施し、プライバシーの保護の重要性を認識させるなど、個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 信用失墜行為の禁止
受託者は、県の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (4) 受託者責任
受託者は、受託業務を円滑に遂行するため、業務責任者を選任し、委託者に書面で届けること。当該責任者は、受託業務に関する連絡調整に当たること。

また、常時連絡がとれる体制を整備し、本事業が停滞しないよう十分注意すること。

(5) 業務従事者

ア 本事業に従事する者は、本業務に適合する運転資格を有し、技術優秀で信用の有る者とし、予め委託者に書面で届けること。

イ 受託者は、受託業務の実施に先立ち、業務従事者に対し、この業務を遂行するに適した服装及び名札を着用させること。これに係る費用は、受託者の負担とする。

13 業務報告

当該月の業務終了後、「委託完了届」を作成、提出し委託者の確認を受けること。

14 代金の支払

(1) 本契約による代金は、原則として3ヶ月ごとに受託者からの請求に基づき支払うものとする。

(2) 請求にあたっては、搬送伝票、単価及び搬送の詳細のわかる内訳書を添付すること。また、100万円を超える場合は、完了報告書を提出すること。

(3) 保健所等からの検体搬送の際、1台で複数の集荷先を回る場合は、最も高い単価を計上すること。

(4) 県が高速道路の使用を依頼した場合は、高速道路利用料の実費を支払うものとする。

(5) 搬送当日の午前9時を過ぎてキャンセルする場合は、入札後、別途作成する「食品検体、感染症検体等搬送業務委託契約書」(以下「契約書」という。)の別表で定める単価のうち、搬送計画で定める額の半額を支払うこととする。

(6) 県保健所外から搬送が行われる場合、その経費は、契約書の別表で定める県保健所のうち、最寄りの県保健所から出発したものとする。

(7) 検体採取用の空容器を県保健所が指示する場所(県内漁協等)に搬送する場合、その経費は契約書の別表の「Ⅱ 搬送バッグ返却等(巡回便)」で定める単価と同様とする。

(8) 検査機関から保健所への搬送バッグ等返却の場合、その経費は、契約書の「㊦別表『Ⅱ 搬送バッグ返却等(巡回便)』で定める単価」及び「㊧検査機関から各保健所への返却便と同一区間の『Ⅰ 食品検体、感染症検体等搬送』に定める単価の和」のいずれか、より安価な方を支払うものとする。

15 その他

(1) 搬送時の検体温度が基準を超えた場合や、検体の破損や汚損等の事故が発生した場合は、委託者の実施する調査に応じること。また、搬送時の記録等の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

(2) 車両積載物については、他の荷物との同時搬送(混載)はしないこと。

(3) 受託者は、契約した後に試運転を行うものとする。その際は、委託者に連絡をし、日程等の調整をすること。

(4) 受託者の変更時に当たっては、新たな受託者と十分に引き継ぎ業務を行い、当該業務に支障をきたすことのないように対処しなければならない。この際、必ず引継書を作成すること。

(5) 不明な点は、事前に県の担当者と協議すること。

16 担当者

(食品)

岡山県保健医療部生活衛生課

電話(直通) 086(226)7338

(感染症)

岡山県保健医療部疾病感染症対策課

電話(直通) 086(226)7331

配送予定回数一覧

1 食品検体（収去、試買検体等）、感染症検体搬送

(1) 県保健所 ⇒ 備前保健所検査課

県保健所名	予定回数
備前保健所東備支所	5
備中保健所	30
備中保健所井笠支所	15
備北保健所	10
備北保健所新見支所	10
真庭保健所	40
美作保健所	50
美作保健所勝英支所	15

(2) 県保健所 ⇒ 環境保健センター

県保健所名	予定回数
備前保健所	10
備前保健所東備支所	3
備中保健所	5
備中保健所井笠支所	15
備北保健所	10
備北保健所新見支所	3
真庭保健所	5
美作保健所	10
美作保健所勝英支所	5

(3) 県保健所 ⇒ 備前保健所検査課 ⇒ 環境保健センター

県保健所名	予定回数
備中保健所	3
備中保健所井笠支所	3
備北保健所	3
備北保健所新見支所	2
真庭保健所	5
美作保健所	10
美作保健所勝英支所	3

2 搬送バッグ返却等（巡回便*）

検査課等 ⇒ 県保健所

県保健所名	予定回数
検査課等	45

* 1台を配車し、検査課等で搬送バッグを回収した後、県保健所等を巡回する。

I 食品検体、感染症検体等搬送

(1) 県保健所 → 備前保健所検査課

県保健所名	単価(円/回)	うち、消費税額及び地方消費税の額
備前保健所東備支所		
備中保健所		
備中保健所井笠支所		
備北保健所		
備北保健所新見支所		
真庭保健所		
美作保健所		
美作保健所勝英支所		

(2) 県保健所 → 環境保健センター

県保健所名	単価(円/回)	うち、消費税額及び地方消費税の額
備前保健所		
備前保健所東備支所		
備中保健所		
備中保健所井笠支所		
備北保健所		
備北保健所新見支所		
真庭保健所		
美作保健所		
美作保健所勝英支所		

(3) 県保健所 → 備前保健所検査課 → 環境保健センター

県保健所名	単価(円/回)	うち、消費税額及び地方消費税の額
備中保健所		
備中保健所井笠支所		
備北保健所		
備北保健所新見支所		
真庭保健所		
美作保健所		
美作保健所勝英支所		

II 搬送バッグ返却等(巡回便)

検査課等 → 県保健所

県保健所名	単価(円/回)	うち、消費税額及び地方消費税の額
検査課等		

- * 複数保健所を経由した場合は、最も遠い出発地と到着地間の単価とする。
- * 搬送当日の朝9時を過ぎてキャンセルした場合は、当表で定める単価のうち、搬送計画で定める額の半額とする。
- * 県保健所外から搬送が行われる場合、その経費は当表で定める県保健所のうち、最寄りの県保健所から出発したものとする。
- * 検体採取用の空容器を県保健所が指示する場所(県内漁協等)に搬送する場合、その経費は、当表の「搬送バッグ返却等(巡回便)」で定める単価と同様とする。
- * 検査機関から保健所への搬送バッグ等返却の場合、「ア 当表『II 搬送バッグ返却等(巡回便)』で定める単価」及び「イ 検査機関から各保健所への返却便と同一区間の『I 食品検体、感染症検体等搬送』に定める単価の和」のいずれか、より安価な方を支払うものとする。